

8. 耕作放棄地のある農家数と耕作放棄地面積（昭和60年～平成27年）

単 位 農家数：戸
面積：a

区 分 年 次	総数		田		畑（樹園地を除く）		樹園地	
	実農家数	面 積	農家数	面 積	農家数	面 積	農家数	面 積
十和田市								
昭和60年	55	1,796
平成2年	185	8,000
平成7年	303	13,796	147	5,074	175	8,612	3	110
平成12年	603	33,132	364	17,285	307	15,639	6	208
平成17年	594	29,527	406	19,041	255	9,974	7	512
平成22年	399	23,087	272	15,129	170	7,931	3	27
平成27年	572	31,182	399	19,037	261	11,895	1	250
旧十和田市								
昭和60年	41	1,372
平成2年	144	6,800
平成7年	241	11,572	104	3,407	153	8,055	3	110
平成12年	507	29,116	300	14,992	268	13,916	6	208
平成17年	441	22,735	285	13,405	211	9,118	6	212
平成22年	314	19,076	207	11,951	144	7,115	1	10
平成27年	415	22,755	282	13,318	197	9,187	1	250
旧十和田湖町								
昭和60年	14	424
平成2年	41	1,200
平成7年	62	2,224	43	1,667	22	557	-	-
平成12年	96	4,016	64	2,293	39	1,723	-	-
平成17年	153	6,792	121	5,636	44	856	1	300
平成22年	85	4,011	65	3,178	26	816	2	17
平成27年	157	8,427	117	5,719	64	2,708	-	-

(注) ①平成12年以前の十和田市の数値は、現在の市域に合わせて組み替えたもの。

②平成17年以降の旧十和田市、旧十和田湖町の数値は、それぞれ旧十和田市区域、旧十和田湖町区域のもの。

③農家とは、調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう（平成2年以降の定義）。

なお、農業を営むとは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

④自給的農家とは、経営耕地面積が30a未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう（平成2年に新たに定義されたもの）。

⑤販売農家とは、経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

⑥昭和60年は総農家における数値、平成2年以降は販売農家における数値。

⑦耕作放棄地とは、以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。なお、今後、再び作付け（栽培）する考えがあれば、耕作放棄地とはしない。また、現況が森林、原野となっている土地は、耕作放棄地とはしない。

⑧平成2年の土地の表章単位はha。